

# 第 1 3 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 7 番, 8 番)

開催期日 令和 3 年 7 月 2 9 日

第13回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月29日(木) 午前9時30分  
場 所 栗山町役場第3会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上島 宣和

本日の出席委員

1番	長尾卓也	10番	長谷川 誠
2番	塚本政紀	11番	平田善治
		12番	中島武博
4番	川崎浩彦		
5番	藤田 淳	14番	大畠政勝
6番	山本 強	15番	桂 一照
7番	小暮滝弘	16番	鈴木正志
8番	笹谷和広	17番	鳥村正行
9番	田村賢治	18番	吉田寿栄

本日の欠席委員

3番 寺 雅彦  
13番 田村俊彦

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉川道也
〃	事務局 主幹	上島宣和
〃	事務局 員	中川圭太
〃	事務局 員	山宮匠土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 23号	農地のあっせん成立について
5	報告第 24号	土地改良法第3条第1項4号に基づく土地改良事業資格参加申出について
6	議案第 55号	農地法第18条第6項の規定による通知について
7	議案第 56号	農用地利用集積計画（案）について
8	議案第 57号	農地のあっせんについて
9		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第13回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員16名、欠席委員2名、寺委員、田村俊彦委員より所用のため欠席との報告をいただいております。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

大変ご苦勞様です。猛暑、干ばつが続く中、農作業等ご苦勞されていることと思います。

この後、事務局より報告がありますが、コロナ感染拡大の状況を踏まえ、8月6日予定の由仁町との交流会は、秋に延期。農地パトロールについては、総会後の農地部会にて日程等協議されますので、参加願いたい。

それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、7番小暮委員、8番笹谷委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)  
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長からお願ひします。

(局長)

先月の総会以降、特にありません。

(議長)

はい。諸般の報告なしとのことでございます。

日程4 報告第23号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第23号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は1件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇32 番地 2 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇21 番地 6 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇31 番地1の内 地目につきましては 公簿現況とも 畑、面積 22,609 m<sup>2</sup>外 12 筆 畑 6 筆 96,082 m<sup>2</sup> 雑種地 7 筆 26,554 m<sup>2</sup> 計 13 筆 122,636 m<sup>2</sup>でございます。成立年月日 令和3年7月6日 売買価格 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇円、雑種地 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鈴木委員、笹谷委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第24号「土地改良法第3条第1項4号に基づく土地改良事業資格参加申出について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第24号 土地改良法第3条第1項4号に基づく土地改良事業資格参加申出について 土地改良法第3条第1項4号に基づく土地改良事業資格参加申出書の提出がありましたので、受理したことを報告する。今回は4件でございます。

番号1 申出者氏名 〇〇〇〇 所有者氏名 〇〇〇〇 所在 〇〇 地番 110-5 公簿地目 雑種地 現況地目 雑種地 面積 382 m<sup>2</sup>外 1 筆の計 2 筆です。

番号2 申出者氏名 (株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有者氏名 〇〇〇〇 所在 〇〇 地番 277-3 公簿地目 雑種地 現況地目 雑種地 面積 334 m<sup>2</sup>外 2 筆です。

番号3 申出者氏名 ○○○○ 所有者氏名 ○○○○ 所在 ○○ 地 778-9 公簿  
地目 雑種地 現況地目 雑種地 面積 73 m<sup>2</sup>です。

番号4 申出者氏名 ○○○○ 所有者氏名 ○○○○ 所在 ○○ 地番 117-4  
公簿地目 山林 現況地目 山林 面積 211 m<sup>2</sup>外 2 筆です。

以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第55号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第55号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字○○20番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 34,017 m<sup>2</sup>外 15 筆 田 13 筆 144,302 m<sup>2</sup> 畑 3 筆 2,035 m<sup>2</sup> 計 16 筆 146,337 m<sup>2</sup>でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和元年12月26日 契約期間 令和2年1月1日から令和12年12月31日 解約通知日 令和3年7月6日 通知者 賃貸人 栗山町字○○25番地 ○○○○ 賃借人 札幌市○○区○○1条5丁目1-37 ○○○○でございます。

(議 長)

はい。事務局の説明が終わりましたので、審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号1は原案どおり決定いたします。

日程7 議案第56号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第56号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借2件、所有権移転1件、使用貸借4件の計7件であります。

整理番号3使22-1新規 利用権の設定を受ける者 札幌市〇〇区〇〇1条5丁目1-37  
〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇25番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年7月6日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇20番地1 現況地目 田 面積34,017㎡  
外17筆 田15筆150,643㎡ 畑3筆2,035㎡ 計18筆152,678㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間令和3年7月30日から令和13年11月30日の10年4カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・大豆で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3所使23-1 所有権の移転を受ける者及び利用権を設定する者 栗山町字〇〇  
〇21番地6 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21番地 有限会社 〇〇  
〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇32番地2 〇〇〇〇  
申出年月日 令和3年7月6日 所有権を移転する土地 字〇〇31番地1の内 現況 畑、  
面積22,609㎡外12筆 畑6筆96,082㎡ 雑種地7筆26,554㎡ 計13筆122,636㎡でござ  
います。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3  
年7月30日 対価につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円・〇〇〇〇〇〇円・  
〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でご  
ざいます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座  
に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年1月31日  
となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・馬  
鈴薯で、構成員は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号3賃24-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇15番地 〇〇〇〇  
利用権を設定する者 栗山町字〇〇12番地 推定相続人 〇〇〇〇 申出年月日 令和3  
年7月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇676番地 現況地目 田 面積7,727㎡  
外1筆 計2筆11,280㎡全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種  
類 賃貸借 期間令和3年7月30日から令和6年11月30日の3年4カ月となってお  
ります。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計  
〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに  
〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、  
主な経営作物は 小麦、種子馬鈴薯、大豆で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的  
に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしていると考えます。

整理番号 3 貸 24-2 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇478 番地 32 〇〇〇〇  
利用権を設定する者 栗山町字〇〇12 番地 推定相続人 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3  
年 7 月 5 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇10 番地 2 現況地目 田 面積 1,572  
㎡外 4 筆 田 4 筆 19,019 ㎡ 畑 1 筆 7,184 ㎡ 計 5 筆 26,203 ㎡でございます。設定する  
利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 3 年 7 月 3 0 日から令和 6 年 1 1  
月 3 0 日の 3 年 4 カ月となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇  
〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。  
借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日までに 〇〇〇〇指定口座に振込む  
ものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 小麦、種  
子馬鈴薯で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4  
0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 使 25-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇80 番地 〇〇〇〇  
利用権を設定する者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇  
〇〇申出年月日 令和 3 年 7 月 1 3 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇348 番地  
現況地目 田 面積 16,332 ㎡外 1 筆 畑 1 筆 18,496 ㎡ 計 2 筆 34,828 ㎡ございま  
す。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間令和 3 年 7 月 3 0 日から  
令和 4 年 3 月 3 1 日の 8 カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主  
な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男 3 人女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の  
従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると  
考えます。

整理番号 3 使 25-2 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇86 番地 〇〇〇〇  
利用権を設定する者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇  
〇〇申出年月日 令和 3 年 7 月 1 3 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇91 番地 4  
現況地目 田 面積 7,463 ㎡外 3 筆 計 4 筆 8,000 ㎡全筆田でございます。設定する利用  
権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間令和 3 年 7 月 3 0 日から令和 4 年 1 1 月  
3 0 日の 1 年 4 カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作  
物は水稻で、家族構成は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4  
0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

(議 長)

はい。賃貸借 2 件・所有権移転 1 件・使用貸借 4 件の説明がありましたので、審議したい  
と思います。

整理番号 3 使 22-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3使22-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3使22-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3所使23-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3所使23-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3所使23-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3賃24-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃24-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃24-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3賃24-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃24-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃24-2は原案どおり決定といたします。

整理番号3使25-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3使25-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3使25-1は原案どおり決定といたします。

整理番号3使25-2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3使25-2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3使25-2は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第57号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第57号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は1件でございます。

番号1 あっせん申出者 ○○郡○○町○○1丁目48番地 ○○○○ 申出年月日 令和3年7月5日 申出地所在 字○○295番地1 地目は公簿、現況ともに畑 面積2,389㎡外11筆 田2筆12,869㎡ 畑7筆28,513㎡ 雑種地2筆1,186㎡ 池沼1筆383㎡

計 12 筆 42,951 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 株式会社〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、小暮委員よろしくお願いします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は8月30日の月曜日 午後7時00分から、現地調査につきましては8月23日の月曜日 午前9時30分から 第4班 藤田委員、小暮委員、長谷川委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前10時20分終了)